

罹災届出書兼罹災証明等交付申請に添付する写真の撮り方

災害で住まいが被害を受けたとき、罹災届出書兼罹災証明等交付申請を行っても市全体の被害件数が多数の場合、被害状況の調査までに期間を要することがあります。

被害状況調査前に建物の除去や修理、片付け等を行う際には調査が行えるように被害状況を写真で残してください。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外(全景・被害箇所)と室内の写真をとることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

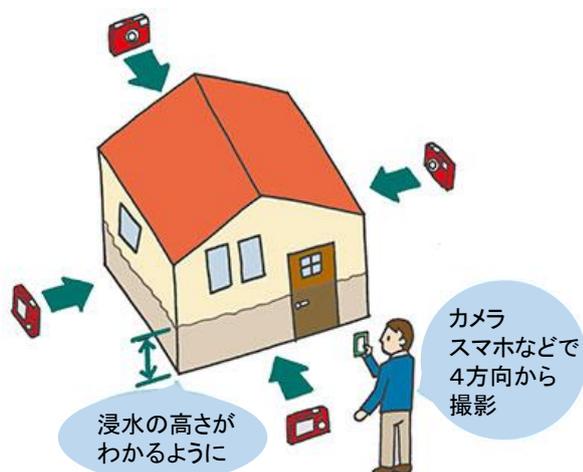
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

